

山梨県安心安全見守りセンター運営協議会 規程

【第1章 総則】

(名称)

第1条 この協議会は、山梨県安心安全見守りセンター運営協議会という。

(事務所)

第2条 この協議会は、主たる事務所を山梨県甲府市中央2丁目13番地の2に置く。

【第2章 目的及び事業】

(目的)

第3条 この協議会は、高齢者・障害者・児童などの社会的弱者に対して、地域の見守り安心安全に関する事業を行う、特定非営利活動法人山梨県安心安全見守りセンター（以下、NPOと略する）の活動を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 この協議会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) NPOの事業運営に対する助言や指導
- (2) NPOの事業活動の山梨県、県内市町村への広報活動
- (3) NPOと関連する団体との調整
- (4) 参加会員の意見調整

(部会の設置)

第5条 この協議会は、事業遂行のために必要に応じて作業部会を設置することができる。

【第3章 会員】

(種別)

第6条 この協議会の構成員（以下「会員」と記す）、は以下の2団体とする。

- (1) 山梨県企画県民部情報政策課
- (2) 特定非営利活動法人山梨県安心安全見守りセンター

(入会)

第7条 会員の入会については、当協議会の目的上、会員が会の有する個人情報の保護を重視する団体であることを条件とし、会長は入会しようとする者がこの条件に適合できると認めるときは、入会を認めなければならない。

- 2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、理事会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規程等に違反したとき。
- (2) この協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

【第4章 役員及び職員】

(種別)

第11条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 1名

(選任等)

第12条 会長、監事は会員の互選により選任する。

(職務)

第13条 会長は、この協議会を代表し、その業務を総理する。

第14条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 協議会の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この協議会の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この協議会の業務又は財産に関し不正の行為又は法若しくは規程に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 協議会の業務執行の状況又はこの協議会の財産の状況について、会長に意見を述べ、若しくは総会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、協議会が解散するまで(平成25年3月31日)とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 会員は、その活動内容により報酬を受けることができる。

- 2 会員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て定める。

(事務局)

第18条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を特定非営利活動法人山梨県安心安全見守りセンター内に置く。

- 2 事務局は別表1に掲げるものをもって組織する。
- 3 前項各号に掲げる事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。
- 4 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 5 事務局長は、第3項の責任者の中から会長が任命する。
- 6 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。
- 7 その他事務局に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

【第5章 総会】

(種別)

第19条 この協議会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事項。
 - (2) 年度事業報告及び収支決算に関する事項。
 - (3) 規程の変更に関する事項
 - (4) 解散

(開催)

- 第 22 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 第 14 条第 4 項の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第 23 条 総会は、第 22 条第 2 項第 2 号の場合を除き、会長が招集する。

(議長)

- 第 24 条 総会の議長は会長が遂行する。

(定足数)

- 第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席により成立する。

(議決)

- 第 26 条 総会における議決事項は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

- 第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

【第 6 章 資産及び会計】

(資産の構成)

- 第 28 条 この協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 補助金
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

- 第 29 条 この協議会の資産は事務局が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計)

- 第 30 条 この協議会の会計は、会計処理規程で定める。

(事業報告及び決算)

- 第 31 条 この協議会の事業報告書、会計報告及び財産目録等書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

- 第 32 条 この協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(事業期間)

- 第 33 条 この協議会は、平成 25 年 3 月 31 日に終了する。

【第7章 規程の変更、解散】

(規程の変更)

第34条 この協議会が規程を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

(解散)

第35条 この協議会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 事業の終了

2 前項第1号の事由によりこの協議会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(地位の継承)

第36条 この協議会が解散した場合には、特定非営利活動法人山梨県安心安全見守りセンターにその地位を継承するものとする。

(残余財産の帰属)

第37条 この協議会が解散したときに残存する財産は、解散時の総会において議決されたものに帰属する。

【第8章 公告の方法】

(公告の方法)

第38条 この協議会の公告は、この協議会の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページに掲載して行う。

【第9章 雑則】

(細則)

第39条 この規程の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この規程は、この協議会が成立の日から施行する。

別表 1

山梨県安心安全見守りセンター運営協議会 事務局員

特定非営利活動法人山梨県安心安全見守りセンター 副理事長	長坂 正彦
同上 副理事長	中込 裕
同上 専務理事	清水 久
同上 理事	河澄 修
同上 理事	井上 清美
同上 監事	廣瀬 不二夫